

2020年9月11日

各位

株式会社ジオホールディングス

ジオホールディングス、 消費者庁の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」に登録

株式会社ジオホールディングス（本社：愛知県名古屋市中区、代表取締役社長執行役員：遠藤結蔵）は、弊社の内部通報制度が、2020年9月11日付で、消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」に登録されましたのでお知らせします。

「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」とは、内部通報制度の適切な整備・運用の促進を図るための制度です。自社の内部通報制度が認証基準（※1）に適合しているかを事業者が自ら評価して、消費者庁から指定された登録機関に申請し、認証基準に適合していると判定された場合に自己適合宣言登録事業者として登録されます。また、登録された事業者は、WCMS (Whistleblowing Compliance Management System) マークの使用を許諾されます。



<WCMS マーク>

ジオグループでは、外部窓口を含め、複数の通報窓口および通報手段を設け、幅広く相談を受け付ける体制を構築しています。また、内部通報制度規程やコンプライアンスハンドブックで明文化するとともに、eラーニングによる定期的なコンプライアンス学習および内部通報制度の説明を行うなど、制度の周知を徹底して実施しています。

ジオグループは、内部通報制度を積極的に活用したリスク管理などを通じて、安全・安心な商品およびサービスを提供していくことが、企業の社会的責任を果たし、社会経済全体の利益を確保する上でも重要と考えています。今後も引き続き、組織の自浄作用の向上を図り、コンプライアンス経営に寄与することにより、ステークホルダーからの信頼獲得、企業価値の向上および企業の継続的発展につなげてまいります。

※1：「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（2016年12月9日消費者庁）に基づく内部通報制度認証基準

以上

本件に関するお問い合わせは下記までお願いします
株式会社ジオホールディングス 広報室 広報課 担当：赤羽根
TEL：03-5911-5784 E-mail：geo-pr@geonet.co.jp